

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月から8年3月まで
② 平成9年4月から10年3月まで

私は、具体的な時期は覚えていないものの、大学在籍中に、連年で2回学生免除の申請を行った記憶があるにもかかわらず、平成8年度しか免除とされておらず、申立期間①及び②が未納とされていることに納得がいかない。

なお、免除申請は、送付されてきた書類（ハガキ）に記載して返送したと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、市町村の国民年金マスターチェックリスト及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間②直前の平成8年度の国民年金保険料が免除とされていることが確認できる上、当時、申立人が居住していた市町村役場は、「当時、国民年金保険料が免除された者に対しては、翌年度納付書送付時に免除申請書類を同封していた可能性がある。」旨を回答していることから、申立内容に不自然さは見られない。

また、市町村の国民年金マスターチェックリストを見ると、申立人は、国民年金被保険者資格取得時から一般被保険者とされていたものの、学生であることを表す記録が「平成9年6月25日」に入力されていることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間②である平成9年度の免除申請書類において、学生であることを記載して学生免除の申請を行ったものと考えることが自然である。

なお、オンライン記録によると、平成5年当時、大学生であった申立人

の兄は、平成5年度の国民年金保険料が免除されていることが確認できる上、当該時点から申立期間②後を通じて、申立人の父親の職業に変更は無いことから、申立期間②当時、申立人世帯員の所得は、大学生に係る保険料免除基準を満たしていたものと考えられる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、大学在籍中に2回学生免除申請を行ったと述べているところ、前述のとおり、申立人が行った2回の学生免除申請は平成8年度及び9年度の国民年金保険料に係るものと考えられることから、申立人は、申立期間①に係る学生免除の申請を行っていなかったものと考えることが相当である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除決定通知書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで

私は、婚姻（昭和 44 年 9 月）を契機に国民年金保険料の納付を開始し、その後は未納となる期間が無いよう、自宅近くの金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間は、国民年金被保険者資格喪失（昭和 45 年 7 月 1 日）後の未加入期間とされているものの、当該資格喪失は、平成 13 年 11 月 14 日の記録追加により遡及処理されたものであることが確認でき、申立人に係る市町村の国民年金被保険者名簿の種別欄には強制加入被保険者を表す「1」が記載され、当時、申立人は、強制加入被保険者として管理されていることから、申立期間は、国民年金加入期間とされていたものと考えられ、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間は、9 か月と比較的短期間である上、市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされており、当該期間の前後において、申立人の住所や仕事など生活状況に変化は無いことから判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 5 月まで

私は、事業所を退職する都度、国民年金への加入手続とともに保険料を納付しており、昭和 60 年 9 月の事業所退職後も、同年 9 月から同年 12 月までが納付済みとされているにもかかわらず、引き続いた申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、私は、申立期間当時、厚生年金保険加入事業所に勤務していたが、当該期間は研修（見習）期間であり、厚生年金保険に未加入であったことを承知していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳を見ると、申立人の住所は、申立期間直前に勤務していた事業所での厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和 60 年 9 月 21 日）から間もない「昭和 60 年 10 月 8 日」に変更されたことが確認でき、当該変更届出は国民年金再加入手続と同時に行ったものと考えられることから、申立人の供述内容と合致する。

また、申立人は、当時、厚生年金保険加入事業所に勤務していたが、申立期間は厚生年金保険に未加入で国民年金保険料を納付すべき期間であることを承知していた旨を述べているところ、オンライン記録により、申立人と同様、昭和 61 年 6 月頃に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる女性 9 人のうち、申立期間の国民年金保険料が未納とされている者は 2 人のみであることから、当時、申立人は、研修（見習）期間は国民年金保険料を納付すべき期間であることを十分認識できる環境にあったものと考えられる。

さらに、オンライン記録を見ると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後において国民年金への再加入手続を複数回行っていることが推認できるところ、申立人は、昭和 59 年 9 月の 1 か月を除き、厚生年金保険加入期間中には国民年金保険料を納付していないことが確認できることから考えると、申立人は、国民年金保険料を納付すべき期間であるか否かを十分認識していたものと考えることが自然である。

加えて、申立期間は 5 か月と比較的短期間であり、オンライン記録によると、申立期間直前の昭和 60 年 9 月から同年 12 月までの国民年金保険料は納付済みとされていることが確認できる上、前述のとおり申立人は国民年金保険料を納付すべき期間を認識していたものと考えられることから判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料のみをあえて納付していなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 61 年頃、市町村役場の職員から説明を受けたことを契機に、国民年金の加入手続を行うとともに、未納となる期間が無いよう、181 か月分の保険料（約 80 万円）をまとめて遡って納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の新規資格取得処理日及び過年度保険料納付書の発行日（昭和 62 年 9 月 7 日）から判断すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 9 月に申立人の妻と連番で払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、46 年 3 月から 60 年 6 月までの期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金保険料を遡って納めたのは、国民年金加入当初の 1 回のみであったと思う。」旨を述べているところ、市町村の国民年金被保険者カード及びオンライン記録を見ると、申立期間直後である昭和 61 年度の国民年金保険料が「昭和 62 年 9 月 8 日」に過年度収納されており、当該期間以外にまとめて遡及納付している期間は確認できないことから、申立人が主張する遡及納付は、当該過年度納付であるものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、市町村役場の職員から、「過去の未納分の保険料を遡って納付すれば、国民年金に加入できる。」と説明を受けたことを契機に加入手続及び遡及納付した旨を述べているところ、当該市町村役場職員が、前

述の国民年金手帳記号番号払出時点において 36 歳である申立人に対し、60 歳までに加入できる期間の国民年金保険料を全て納付しても、年金の受給資格を満たすために不足する月数に相当する期間について遡及納付を勧奨し、申立期間のうち昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間に係る保険料については遡及納付を勧奨しなかったと考えることも不自然ではない。

加えて、申立期間は 181 か月と長期間に及んでいる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月

私は、厚生年金保険加入期間以外は全て国民年金保険料を納付しなければならないと思い、未納となる期間が無いよう、留意していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和44年7月22日に夫婦連番で払い出されたものと推認される所、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、国民年金の新規資格取得日は、申立人及びその夫とも44年1月6日とされ、申立期間は国民年金未加入期間とされていることから、制度上、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険加入期間であり、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付するには任意加入する必要があるところ、前述のとおり、申立人の夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和44年1月1日）から、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は昭和44年1月以降に行われたものと推認され、制度上、当該手続時点から申立期間に遡って任意加入することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の年金手帳の国民年金欄を見ると、「はじめて被保険者となった日 昭和44年1月6日」と記載されていることが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 42 年 4 月 26 日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受給した記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿を見ると、申立人に関する記録が記載されている備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 8 か月後の昭和 42 年 12 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されており、国民年金受付処理簿に昭和 50 年 9 月 8 日と記載されていることから、この頃に国民年金に加入したものと推認されることから、申立期間に係る事業所を退職後、当該払出時点まで、公的年金制度への加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人には、申立期間以前に脱退手当金の計算の基礎とされず未請求となっている被保険者期間が確認できることから、当該期間は申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されており、当時、請求者からの申出がなければ社会保険事務所（当時）が別の番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年から33年まで

私は、昭和31年から33年まで、A社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を記憶する複数の同僚の氏名が、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間の頃において、同社に勤務していたこととはうかがわれるものの、申立人が同社に勤務していた旨を供述する同僚は見当たらず、申立人の同社での勤務期間を特定することができない。

また、申立人及び当時の同僚とも、当時のA社での同僚として氏名を挙げた者は、同社の被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間において厚生年金保険に加入した記録は確認できないことから、当時、同社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことが推認できる。

さらに、申立人及び当時の同僚の供述並びに商業登記簿により、申立期間の頃において、A社の事業主が代表取締役であることが確認できる二つの事業所について、それぞれの事業所の被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は確認できない上、当該二つの事業所の所在地は、申立人が供述するA社の所在地と異なっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申

立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月頃から21年4月2日まで

私は、昭和19年4月頃からA社（当初は、B社）のC工場に勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の取得日が21年4月2日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、申立期間のうち、昭和19年4月頃から20年3月までについては、学徒動員として勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した在籍証明書により、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から23年4月23日まで、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の事業所別被保険者名簿において、申立人と同日（昭和21年4月2日）に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚は、同社からの回答によると、申立人と同様、「昭和20年4月1日」が同社への採用日とされていることが確認できる上、申立人が氏名を記憶する同僚も、同社へ採用されたとする日から約11か月経過後に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから、当時、同社では、採用から厚生年金保険に加入させるまでの期間について、区々の取扱いであったことが推認できる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和19年4月頃から20年3月まで、勤労働員学徒としてB社（昭和19年10月頃にA社へ名称変更）に勤務していた旨を主張しているものの、申立人が当該期間において同社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、仮に、申立人の主張どおりであった場合、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働

員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）に明文化されている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。